

第1章 手帳の交付

身体障害者手帳 **身**

【担当窓口 障害福祉課】

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に、川口市長から交付されます。障害の種類や程度により1級から6級まで区分されており（103・104ページ参照）、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

【対象となる障害】

障害区分	障害の内容	障害等級
視覚障害	目の不自由	1級～6級
聴覚障害	耳の不自由	2級～4級・6級
平衡機能障害	歩行の不自由	3級・5級
音声・言語・そしゃく機能障害	音声・言語またはそしゃくの不自由	3級・4級
肢体不自由	手・足・体の不自由	1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害	日常生活の不自由	1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		1級～4級

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課にあります）
- (2) 指定医師の診断による身体障害者診断書・意見書（障害福祉課にあります）
※ 作成日が申請日から3カ月以内のもの
- (3) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）
- (4) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

療育手帳 **知**

【担当窓口 障害福祉課】

知的な障害があり、埼玉県の間関で判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。障害の程度によってⒶからⒸに区分されており、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

【判定機関】

○18歳未満のかた…埼玉県南児童相談所

（住所）川口市芝下1-1-56 （電話）048-262-4152 （FAX）048-262-4158

○18歳以上のかた…埼玉県総合リハビリテーションセンター

(住所) 上尾市西貝塚148-1 (電話) 048-781-2222 (FAX) 048-781-2218

【手帳の区分】

障害の程度	最重度	重度	中度	軽度
手帳の等級	㊤	A	B	C

【申請に必要なもの】

※ 申請する際に担当ケースワーカーとの面談が必要になります。

- (1) 申請書 (障害福祉課にあります)
- (2) 母子手帳など (本人の生育歴に関するもの)
- (3) 写真2枚 (タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)
- (4) マイナンバー (個人番号) がわかるもの

精神障害者保健福祉手帳

精

【担当窓口 障害福祉課】

精神に障害があり、本人の申請により、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。障害の程度により1級から3級に区分されており(105ページ参照)、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

有効期間は2年間で、有効期間の終了日の3カ月前から更新手続きができます。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書 (障害福祉課にあります)
- (2) 診断書 (障害福祉課にあります) または障害年金証書などの写し ※1
- (3) 障害等級の照会に関する同意書 (障害年金証書などの写しで申請されるかたのみ)
- (4) マイナンバー (個人番号) がわかるもの
- (5) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの) ※2

※1 診断書・障害年金証書などの写しについて

○診断書…初診日から6カ月を経過した日以後に作成され、作成日が申請日から3カ月以内のもの

○障害年金証書などの写し…精神障害を事由とする障害年金または特別障害給付金を受給していることを証する書類(年金証書・直近の振込通知書など)の写し

※2 精神障害者保健福祉手帳に写真貼付を希望するかたのみ

(ただし、写真の添付がないことで、受けられるサービスに差異が生じることがあります)

【注意事項】

各手帳の交付後に次の事項が生じた場合は、必ず障害福祉課に届け出てください。

- (1) 住所、氏名、保護者(障害者が18歳未満の場合のみ)が変わったとき
 - (2) 障害程度が変わったとき
- ※ 再申請により障害等級を変更できる場合があります。
- (3) 本人が死亡したとき
 - (4) 手帳を紛失、破損したとき